

江尾江川流域の水害軽減対策を求める意見書

富士市東部地域を流れる江尾江川流域の江尾・境地区はかねてより水害常襲地として知られ、本年7月3日の大雨で、床上浸水21戸、床下浸水59戸という甚大な被害が発生した。

この地域の特徴として、愛鷹山麓の切り立った山間部に降った雨が短時間で住宅地に到達する点や、土地改良区を抱える低地で、沼川本川の水位に影響されやすい点など、地形的に被害が発生しやすい点が挙げられる。

平成19年7月の水害の発生以降、現在までの14年間で、4回の大きな被害が出ていることや、地球温暖化が進み、異常気象による中小河川の氾濫が増加することが想定される中で、地域住民にとって雨におびえながらの生活が続く現状は、看過できないものである。

水害軽減について、県が平成24年5月に策定した沼川河川整備計画に基づく主要事業である江尾江川拡幅事業や沼川新放水路事業をはじめ、様々な対策が取られてきたが、より一層の推進を図る必要が生じている。

よって県においては、江尾江川流域の水害軽減に向けた下記の項目について、早期に実現するよう強く要望する。

記

1. 江尾江川拡幅工事について、事業スケジュールを短縮し、早期供用するとともに、上流部である吉原沼津線にかかる狭窄部分の優先拡幅、及び下流部分暫定調整池としての早期供用
2. 江尾江川河川改修工事について、かさ上げコンクリート（パラペット）、及び継続的な浚渫・伐採の実現
3. 江尾江川の本川である沼川における富士市側の流量削減のため沼川新放水路の早期供用の実現
4. 沼川浚渫や堤防の補強と石水門の早期拡幅の実現

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

富 士 市 議 会